

教育民生常任委員会資料

(平成21年5月21日)

〔件 名〕

- 1 第5期中海湖沼水質保全計画の策定について (水・大気環境課) ···· 1
- 2 損害賠償請求訴訟の提起について
(景観まちづくり課、くらしの安心推進課) ···· 3
- 3 近畿自然歩道 (鴨ヶ磯区間)^{かもがいそ} に係る安全対策について (公園自然課) ···· 5
- 4 鳥取県消費者行政推進連絡協議会の設置について
(消費生活センター) ···· 7
- 5 県営住宅泊港団地内遊具転落事故について (住宅政策課) ···· 8

生活環境部

第5期中海湖沼水質保全計画の策定について

平成21年5月21日
水・大気環境課

中海については、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）第3条の規定に基づく指定湖沼の指定を受け、鳥取、島根両県において平成元年度以降4期にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を推進してきたところである。

しかしながら、水質は化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全磷とともに環境基準の達成には至っておらず、引き続き中海の水質改善を図るため、平成21年度中に次期計画を策定することとしている。

1 第5期中海湖沼水質保全計画の枠組み

水質の保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none">・望ましい水環境や流域の将来像（長期ビジョン）・計画期間：平成21年度～平成25年度（5年間）・水質目標：平成20年度の水質状況と計画期間内の水質浄化施策等を総合的に検討し、平成25年度の水質目標（COD、全窒素、全磷）を定める。
水質の保全に資する事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備・湖沼の浄化対策 等
水質保全のための規制その他の措置	<ul style="list-style-type: none">・工場・事業場排水対策・生活排水対策・畜産業に係る汚濁負荷対策・非特定汚染源負荷対策〔農地、市街地、自然地域〕 (流出水対策地区における重点的な対策の実施が可能)・湖辺の自然環境の保護 (湖辺環境保護地区指定制度による保護が可能) 等
水質保全のために必要な措置	<ul style="list-style-type: none">・水質の監視測定・調査研究の推進・知識の普及と意識の高揚 等

2 主な検討課題（平成17年の湖沼法改正に伴う新たな事項）

（1）長期ビジョンの策定

地域住民の理解と参画が得られるよう、望ましい水環境や流域の将来像として関係機関や関係者と共有された長期ビジョンを示す。

（2）流出水対策地区の新設

農地、市街地等から流出する汚濁負荷対策を重点的に推進する地域を指定し、流出水対策推進計画を策定する。

（3）工場・事業場に対する規制の見直し

これまで新增設の工場・事業場のみを対象としていた汚濁負荷量規制を既設事業場に対しても適用する。

3 計画策定までのスケジュール

- 平成21年3月 県環境審議会（諮問）
5～6月 意見募集及び意見交換会の実施
9～10月 計画素案の作成、パブリックコメント及び住民説明会の実施
11～12月 県環境審議会（答申）
平成22年3月 環境大臣同意、計画策定、県公報告示

4 意見募集及び意見交換会の実施について

計画策定の参考にするため、意見募集及び意見交換会を実施する。

（1）意見募集

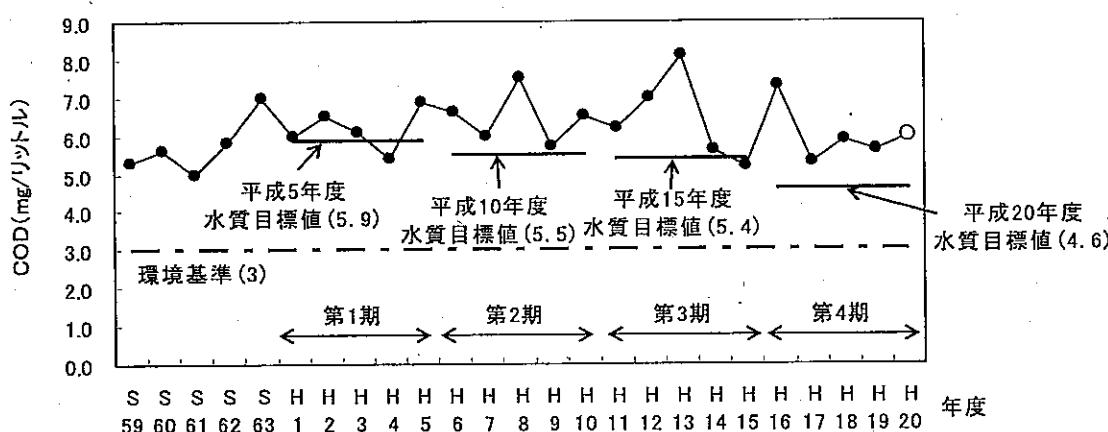
- 募集期間：5月下旬～6月下旬
○応募方法：郵送・ファクシミリ・電子メール又は窓口に提出
○募集内容
・中海の望ましい将来像（長期ビジョン）
・長期ビジョンのキャッチフレーズ
・第5期計画で取り組むべき水質保全対策

（2）意見交換会

- 境港会場：平成21年5月30日（土）14～16時 境港市民会館
○米子会場：平成21年6月6日（土）14～16時 米子市ふれあいの里

【参考】

中海の水質経年変化(COD 75%値)



注1) COD：化学的酸素要求量といい、主に有機物による水の汚れの程度を示す。

2) 75%値：年間の全ての測定値を小さい方から並べたときのデータ数×0.75番目の値のこと。

環境基準の適否判定に用いる。

3) 環境基準：中海の望ましい水質の目標

4) 水質目標値：湖沼水質保全計画の水質目標。計画策定時点の水質状況と計画期間内の水質浄化施策等を総合的に検討して定める。

5) 測定値は島根県水域及び鳥取県水域の測定地点におけるCOD75%値の最高値を示す。

ただし、平成20年度の測定値は鳥取県水域の測定地点におけるCOD75%値の最高値を示す。

損害賠償請求訴訟の提起について

平成21年5月21日
生活環境部景観まちづくり課
生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
県土整備部道路企画課・道路建設課
西部総合事務所県民局・県土整備局

鳥取地方裁判所米子支部に訴訟が提起され、平成21年5月1日に受理しましたので、その内容等について報告します。

1 原告 米子市 男性

2 被告 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）

3 請求の趣旨

- (1) 被告らは原告に対して、道路法第42条違反により損害を受けた車の修理代86,898円を国家賠償法2条により支払え。（道路企画課）
- (2) 被告らは原告に対して、上記のことを西部総合事務所に上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対して、20万円を支払え。（西部総合事務所県土整備局）
- (3) 被告らは原告に対して、道路法70条違反により、200万の賠償を国家賠償法2条で求める。（道路建設課）
- (4) 被告らは原告に対して、都市計画法違反で国家賠償法1条①で2640万の賠償を求める。（景観まちづくり課）
- (5) 被告 鳥取県 その代表者知事は原告に対して、墓地埋葬等に関する法律違反により、外江町3349番地、2976-3番地、2976-4番地、2977番地、2978番地1、2978-2番地、2974-4番地の墓地48名に撤去命令を出さない為、2982-2に住めなくなった。よって国家賠償法1条①により1900万の賠償を求める。（くらしの安心推進課）
- (6) 被告らは原告に対して、平成20年11月、12月に異議申立書を出しに西部総合事務所県民局に行ったら、受付しない、帰れと退去命令書を出す、暴行を職員から2回受けた事で国家賠償法1条①で120万の賠償を求める。（西部総合事務所県民局）
- (7) 裁判費用は、被告らの負担とする。
との判決（及び仮執行の宣言）を求める。

損害賠償等請求合計額48,886,898円

4 請求の理由

- (1) 主要地方道米子境港線（米子市大篠津町地内）にあった段差のため、毎日走行するうちに車両に不具合が生じ、平成20年11月30日にはタイヤ変形等により操縦不能となったとして、国家賠償法第2条により車両修理代の支払を求めるもの。
- (2) 平成20年12月8日に西部総合事務所県土整備局へ上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対し支払を求めるもの。
- (3) 昭和54年までに境港市外江町地内の道路を高くされ人や車が出入りできなくなったとして、国家賠償法第2条により道路の段差解消費用等の支払を求めるもの。
- (4) 市街化調整区域（境港市外江町）における開発許可申請書を平成12年2月提出したが、その場所には建てられませんと突き返された。建設大臣に審査請求をするため不許可文書を求めたが、もらえない。銀行から1億円借りる約束をしていたため、現在の土地と家を購入したが、今でも建設大臣の許可をもらい外江町に家を建てたい。国家賠償法第1条第1項に基づき損害に対して支払いを求めるもの。
- (5) 境港市外江町の墓地経営に係る境港市の許可（平成15年2月7日付）は違法であり、県が墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなったとして、賠償を求めるもの。
- (6) 平成20年11月26日及び平成20年12月8日に異議申立書を持参したが受け取らず退去命令をだし、職員に2度にわたり暴行を受けた損害に対して支払いを求めるもの。

5 今後の対応（応訴方針等）

原告の請求は不当であることから、和解は考えず、反訴も見ずえながら争うものとする。

6 経緯等

(1) 紛争の概要

「県道に存在した段差通過時の衝撃で車両が損傷した」、「西部総合事務所職員に暴行を受け負傷した」、「外江町2203に面した側溝を高くされ人や車の出入りができなくなった」、「市街化調整区域（境港市外江町）における開発許可申請の不許可文書がもらえないと建設大臣への審査請求ができない」、「墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなった」と原告が主張している。

(2) 経緯

- ・H20.11.26 窓口対応（西部総合事務所県民局で暴行を受けたと主張）
- ・H20.11.30 事故発生（道路法42条違反と主張）
- ・H20.12.8 窓口対応（西部総合事務所県土整備局で暴行を受けたと主張）

<少額訴訟>

- ・H21.1.13 訴状受領
- ・H21.2.9 答弁書提出
- ・H21.2.17 第1回口頭弁論⇒原告が訴えを取り下げ

<通常訴訟>

- ・H21.2.17 訴訟提起
- ・H21.5.1 訴状受領
- ・H21.5.26 答弁書提出期限
- ・H21.6.2 第1回口頭弁論（予定）

かもがいそ
近畿自然歩道（鴨ヶ磯区間）に係る安全対策について

平成21年5月21日
公園自然課

1 これまでの経過

- ア 昭和45年に山陰海岸国立公園の浦富海岸沿いに県が設置した歩道のうち、鴨ヶ磯区間は風化の進んだ急峻な岩盤地帯であり、平成19年12月に大規模な落石が発生したことから、通行止めとした。
- イ 通行止め区間は自然歩道の中でも人気の高いコースであり、地元から通行規制解除の要望が大きく、ジオパーク構想推進のためにも歩道の安全対策が必要であることから、平成20年度5月補正予算で調査設計を実施。

【調査結果の概要】

- ・大規模な岩の除去やロックネットは自然景観や希少植物に大きな影響を与える。
- ・ロックネットは小規模な落石の抑止効果はあるが、関係機関（環境省、文化庁）の同意を得ることが極めて困難。
- ・落石のおそれのある石の除去工法について複数案検討したところ、落下寸前の石の除去であれば落石の発生する可能性が小さくなり、通常の状況下であれば歩行者への安全性が確保できるとともに、関係機関の同意が得られる見通し。

- ウ 調査結果を踏まえ、法面全体に存在していた浮石や不安定な岩などを人力により除去し、落石に対する安全性を向上させたところであるが、土中の小石や岩の小片など、完全には除去しきれず、現在も岩の小片等が落下する危険を有している。
- 現地の岩盤は風化が著しく、今以上に強制的に除去すると更に不安定になるおそれがある。
- また、除去後においても20~30cm程度の岩塊が2個落下しており、現在も通行止めを解除できる状況はない。

2 現在の対応状況

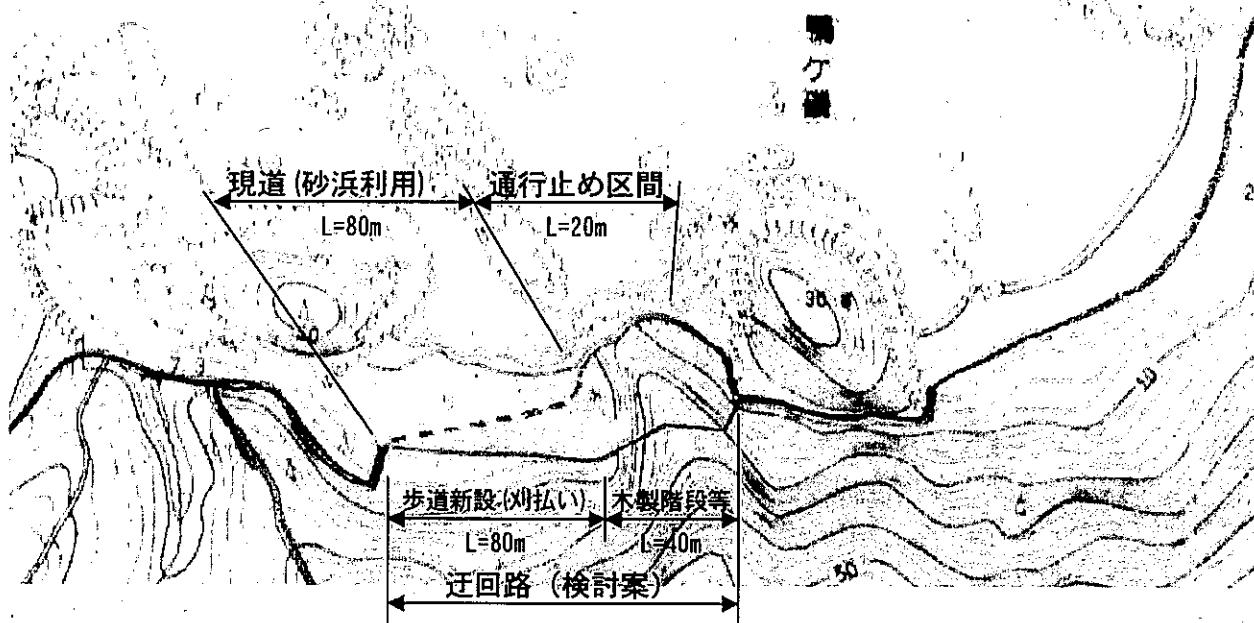
- ア ロックネットや迂回路設置を含めた歩道の安全確保対策について、岩美町や県関係機関等を交えた検討を行い、東部総合事務所が6月補正予算で調査設計費（5,030千円）を要求中。
- イ 歩道の安全確保対策について、環境省及び文化庁に対して法的な制約のクリアの見通しを打診中。
- 〔 自然公園法（環境省） → 大臣の同意を得て県が執行している公園事業の施設の変更について、大臣への協議が必要
　文化財保護法（文化庁） → 史跡名勝天然記念物の現状変更に係る文化庁長官の許可が必要 〕
- ウ 5月7日に県と岩美町が環境省を訪問し、現在の状況を説明。
※環境省より、当該歩道の安全対策について整備を検討したいとのコメントあり。

3 今後の対応方針

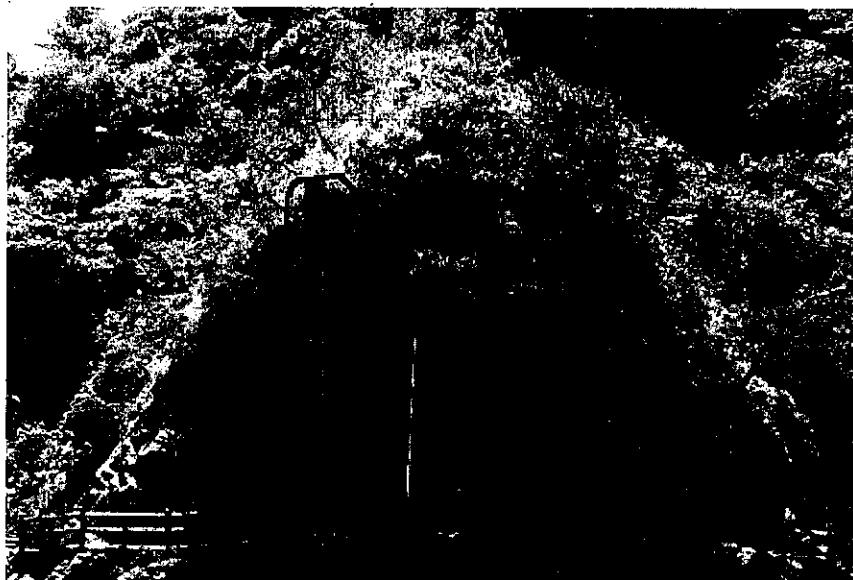
- 世界ジオパークネットワーク加盟に向けた申請が6月に予定されており、国内審査が9月頃に行われる見通しであることから、安全対策の早期実施を前提に、国事業による整備の可否について環境省近畿地方環境事務所を交えた検討を行うとともに、前述の国内審査の時期までには安全対策に係る方針を決定したい。

(参考資料)

自然歩道（鳴ヶ磯周辺）平面図



通行止め区間の状況写真



鳥取県消費者行政推進連絡協議会の設置について

平成21年5月21日
消費生活センター

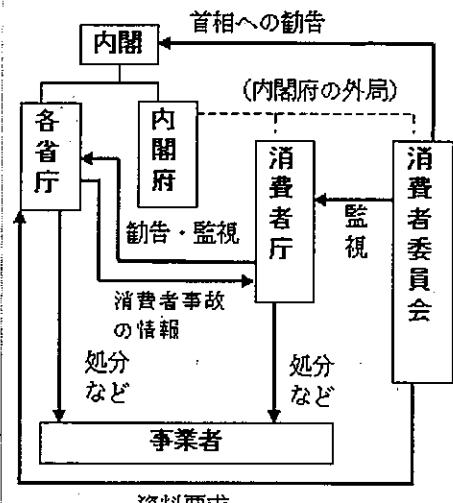
消費者主体の行政を推進するための消費者庁及び消費者委員会設置関連3法案については、衆議院で可決をされ、現在参議院で審議中であり、年内にも成立する見込みです。

その中で消費者安全法が成立した場合には、県と市町村の相談業務が義務化され、役割分担も明文化されることなどから、鳥取県として相談体制の構築に向けて、県と市町村の連絡協議会を設置し検討を開始しました。

《消費者安全法案の全体像》

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、①内閣総理大臣による基本方針の策定、②都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、③消費者事故等に関する情報の集約、④消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

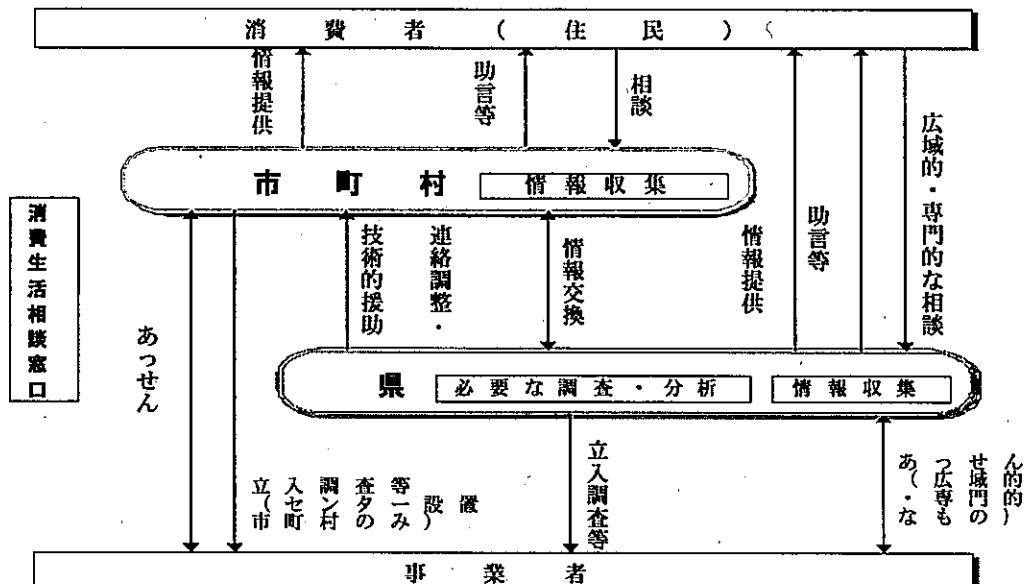
【消費者庁と消費者委員会のイメージ】



協議会の概要

名 称	鳥取県消費者行政推進連絡協議会
構成員	県及び市町村（消費者行政担当課（室）長）
役 員	（会長）生活環境部くらしの安心局長 （副会長）鳥取市市民相談課長、岩美町総務課長
事務局	くらしの安心局消費生活センター
設立日	平成21年4月28日
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 21年度末の全市町村の相談窓口の開設に向け、課題・問題点を整理し、市町村に対する県の支援内容について検討を行う。 (2) 県と市町村が役割分担しながら、相談体制の機能強化や広報・啓発活動の充実を図るために検討を行う (3) 消費生活相談業務に従事する者の養成・研修についての検討を行う。 (4) 消費者行政活性化基金を活用した事業の検討を行う。

《参考》消費者安全法案における県と市町村の役割分担



県営住宅泊港団地内遊具転落事故について

平成21年5月21日
住 宅 政 策 課

下記のとおり県営住宅泊港団地内において、遊具からの転落事故が発生しましたので、その内容を報告します。

1 事故概要

(1) 事故発生日時

平成21年4月18日（土）午後4時頃

(2) 事故発生場所

湯梨浜町大字泊1596番地（県営住宅泊港団地の児童遊園内）

(3) 被害者

湯梨浜町内 男性（中学1年生）

(4) 事故の状況

被害者が泊港団地内の遊具を使用中、遊具の鉄製金物を掴んだところ、金物が破損（腐食のためと思われる）し、バランスを失い落下し、腕を骨折したもの。

2 管理の状況

平成18年6月29日付け及び平成19年4月16日付けで全国的な遊具点検作業が実施され、その際には点検を行ったが定期的な点検は実施されていなかった。

3 被害者の過失等について

本件事故は、遊具頂部に設置してあった鉄製金具が経年劣化による腐食のため破損したことにより生じた事故であり、被害者に金具の不備を認識し、回避措置を取ることは困難であることから、被害者の過失は認められない。

4 処理方針

県営住宅管理者としての瑕疵を認めたうえで、被害額を賠償することとして示談交渉を進める。

5 その他

平成21年4月22日付けで、県内同種施設の緊急点検を総合事務所に対して依頼し、5月22日までに点検結果の報告を求めているところである。

